

附 属 機 関 等 の 会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回座間市市営住宅運営審議会		
開催日時	令和7年7月31日（木） 13時30分～14時40分		
開催場所	座間市役所5階 5－4会議室		
出席者	美濃口集委員、守谷浩一委員、高柳浩子委員、中村由美委員 中村美紀委員、宮代孝男委員、阿藤純子委員、伊藤耕人委員		
事務局	北川副市長、原都市部長、松崎都市整備課長、小西住宅政策担当課長 武藤市営住宅係長、鎌倉主任、梁瀬主事補		
会議の公開可否	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☒ 非公開	傍聴者数	0人
非公開又は一部公開とした理由	会議の内容に個人情報等非公開情報が含まれるため		
議題	議案第1号 令和7年度座間市市営住宅入居者の選考について		
報告			
資料の名称	資料1 座間市市営住宅運営審議会規則 資料2 座間市市営住宅運営審議会委員名簿 資料3 市営住宅入居者募集のしおり 資料4 募集と申込状況 資料5 座間市市営住宅入居申込者住宅困窮度評価基準 資料6 座間市市営住宅入居申込者住宅困窮度評価 資料7 申込者と順位（申込順） 資料8 申込者と順位（住宅別） 資料9 落選者への空き家斡旋		
議事の概要（又は詳細）			
会議の内容	事務局 本日はお忙しいところ、令和7年度第1回座間市市営住宅運営審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の進行を務めます都市整備課長の松崎です。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、ただいまより「令和7年度第1回座間市市営住宅運営審議会」を開会いたします。		

次第２の自己紹介にうつります。本日の審議会は、今年度初めての審議会となりますので、美濃口委員より時計回りで自己紹介をお願いいたします。

— 委員自己紹介 —

次に事務局の紹介をさせていただきます。

— 事務局紹介 —

北川副市長よりご挨拶申し上げます。

— 副市長あいさつ —

続きまして審議会の成立についてですが、本審議会は座間市市営住宅運営審議会規則第５条第２項により委員の過半数の出席が無ければ開くことができないと規定されています。本日は８名の委員のご出席をいただいておりますので、この審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、次第４の会長、副会長の選出にうつります。

会長の選出ですが、座間市市営住宅運営審議会規則第４条第１項に「会長は委員の互選により定める」となっております。どなたか立候補または推薦はございますか。

委 員 事務局の一任でいかがでしょうか。

事務局 ただいま事務局一任とありましたが、皆様いかがですか。

委 員 異議なし

事務局 前会長は市議会の都市環境常任委員長の川崎議員でした。この度も、新たに都市環境常任委員長に就かれた美濃口委員にお願いしてよろしいでしょうか。

	委 員 異議なし 事務局 皆さまのご賛同を得ましたので、後任の会長は美濃口委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 次に、副会長の選出ですが、どなたか立候補または推薦はございますでしょうか。 事務局一任でいかがでしょうか。 委 員 異議なし 事務局 ありがとうございます。 今回は民生委員児童委員である宮代委員にお願いしてよろしいでしょうか。 委 員 異議なし 事務局 皆様のご賛同を得ましたので、副会長を宮代委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 では、会長、副会長よりご挨拶をお願いいたします。 — 会長あいさつ — — 副会長あいさつ — それでは次第 6 の諮問書の手交にうつります。 本日の議題である議案第 1 号「令和 7 年度座間市市営住宅入居者の選考について」は、座間市市営住宅運営審議会規則第 2 条の規定により、ご審議のうえ、本日答申していただきたくお願い申し上げます。 — 諮問書の手交 — 恐れ入りますが、副市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。
--	---

— 副市長退室 —

審議の前にお知らせいたします。本会議は、「座間市市民参加推進条例」第１２条第１項及び第２項に基づき、本日の「市営住宅運営審議会」会議の開催日時及び場所並びに議題、また今回は非公開であることなどの事項を公表しております。

なお、本日の会議内容は会議録を作成し、非公開情報を除き公表いたします。これからの議事進行につきましては、審議会規則第５条の規定により会長に議長をお願いいたします。

会 長 それでは、これより議題に入ります。ただ今副市長より諮問がありました、議案第１号「令和７年度座間市市営住宅入居者の選考について」審議をお願いいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案第１号「令和７年度座間市市営住宅入居者の選考について」を説明いたします。

資料３「市営住宅入居者募集のしおり」のとおり、６月２日から１６日まで、入居者の募集を行いました。

資料４「募集と申込状況」のとおり、１１住宅２４戸を募集し、２４世帯の応募があり、内２世帯が失格となりました。

資料５「座間市市営住宅入居申込者住宅困窮度評価基準」に基づき、資料６「座間市市営住宅入居申込者住宅困窮度評価」のとおり入選者を採点し、資料８「申込者と順位（住宅順）」のとおり、入選が１０世帯、落選が１２世帯という結果となりました。

また、空室活用と落選者への救済措置として、資料９「落選者への空き家斡旋」のとおり、住宅困窮度が高い順から空き住戸を斡旋していきたいと考えております。

以上をもちまして、議題１「令和７年度座間市市営住宅入居者の選考について」の説明を終了いたします。

会 長 説明が終わりましたが、質問はありませんか。

	委 員 住宅困窮理由の中で、「他の世帯と同居していることで生活に不便がある」とありますが、「他の世帯」とパートナーシップ宣誓制度とは関係がありますか。市営住宅ではどのような扱いとなるのでしょうか。 事務局 パートナーシップの宣誓をされた方々は、宣誓書受領証の写しの提出を求めており、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある親族と同等として取り扱っております。 委 員 障害年金は、市営住宅における収入に含まれますか。 事務局 障害年金などの非課税所得は収入として換算しておりません。 委 員 申込者の中の一人が収入基準額からオーバーしてしまっているのではないですか。 事務局 住宅困窮度評価を算定するための月収額は、あくまで公営住宅法で定められている控除前の月収額を基にしており、申請可否を判断する収入基準額とは異なります。全ての申込者は収入基準額範囲内と確認しております。 委 員 今回の失格者の失格理由はなんですか。 事務局 市税の滞納が理由です。 委 員 住宅困窮度が高くても、希望住戸が他世帯と重複し落選した方々がありますが、どのように空き室を斡旋していくのですか。申込者個々の事情を組むのでしょうか。 事務局 住宅困窮度が高い世帯から順番に、各世帯の事情を聴取しながら空き室を開示し斡旋していく予定です。
--	---

会 長 ほかに質問はありませんか。

以上で、議案第1号「令和7年度座間市市営住宅入居者の選考について」を採決したいと思います。事務局原案のとおり決定することについて、賛成の方の挙手を求めます。

— 賛成者挙手 —

挙手全員でございます。よって、事務局原案のとおり決定することに致します。これをもって、議案第1号「令和7年度座間市市営住宅入居者の選考について」の答申といたします。

続いて、答申の方法につきまして、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

委 員 会長に一任で異議なし。

会 長 では、答申の方法につきましては、副会長と相談の上行います。

以上をもちまして本日の審議事項は終了しました。ここからの進行は事務局にお返しいたします。

事務局 ありがとうございました。他に質問はございますか。

ではここで、答申書の作成及び答申の方法を会長、副会長で相談していただきたいと思います。10分後の14時30分まで休憩とします。

— 休憩 —

再開いたします。先ほど決定いたしました、議案第1号「令和7年度座間市市営住宅入居者の選考について」の答申を作成いたしました。会長、中へお進みください。

— 答申書の手交 —

では、皆様のお手元にお配りした答申書のとおり、この後、会長及び副会長より答申していただきます。

次回の審議会の開催時期は現在のところ未定です。詳細が決まり次第ご連絡いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは最後に、閉会の言葉を副会長お願いいたします。

— 閉会のことば —

以上